

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解										内閣府記載欄
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応	理由等	
地域 16	あわじ環境未来島特区	農地利用集積円滑化事業を行う団体の対象拡大	855	<p>事業の適切な遂行が確保できる団体であれば、営利・非営利を問う必要はないと考えられ、新規就農育成事業を介して農業の振興に積極的に取り組むとする株式会社を同団体から一律に排除する合理的理由はないと考えられることから、市との役割分担と合意を条件に、新規就農育成事業、食料生産事業を行う株式会社を同団体になれるようにすることが必要と考える。</p> <p>・具体的には、農地利用集積円滑化事業については、農地利用集積円滑化事業について適切な遂行が期待できる団体(必要な知識を有し地域に根付いた民間企業等)は、その主体となれるようにする。(但し、農地法により農地の所有が制限されている民間企業等)に対しては、農地の所有機能を除く。)</p> <p>【効果】 淡路島において農業の持続・活性化に必要な新規就農者の育成事業に取り組む(株)パソナ農振隊が農地利用集積円滑化団体となれば、全国的な支店のネットワークを持つ農会や市との連携により、島外に散在する不在地主との交渉を進めやすくなり、農地利用の集積が促進される。</p> <p>【特区事業への貢献】 チャレンジファームの修了生のみならず、島内の認定農業者等地域の担い手に対し、広く農地の提供を行うことにより、淡路島での農業の経営規模拡大がさらに促進されることにより、現有農地の維持・遊休農地の解消につながる事が期待される。</p>	<p>人口の島外流出や高齢化が進み、担い手の減少や耕作放棄地の拡大が進む淡路島にあっては、農地利用の集積は農地の有効活用において重要なテーマとなっている。農地利用の集積については、農地利用集積円滑化事業を通じて行うことで効率性のほか、税制面で一定のメリットがある。</p> <p>・農地所有者は、淡路島内のみならず島外にも存在しており、これらいわゆる不在地主との調整を行う上で、民間企業の持つ全国的なネットワークを活用することは効果的であると考えられる。</p> <p>・しかし、農業経営基盤強化促進法第4条第3項によれば、農地利用集積円滑化事業(農地所有者代理事業、農地売買等事業、研修等事業)を行うことができる「農地利用集積円滑化団体」として、市町村、農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するものが挙げられており、(株)パソナ農振隊については、現行制度では農地利用集積円滑化団体になることができない。</p> <p>・株式会社を一律に排除する合理的理由はないと考えられるが、自治体の判断で制度を変更できないため、国の規制緩和が必要である。</p>	1回目	農林水産省経営局農地政策課	農業経営基盤強化促進法第4条第3項 農業経営基盤強化促進法施行規則第1条の2第1号 構造改革特区調査審議	Z				同様の提案について、構造改革特区評価・調査委員会専門部会で議論されており、自治体側で提案内容を具体的に詰めることとなっている。	d	担当省庁の見解のとおり。	<p>内閣府記載欄</p> <p>【 : 提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの : 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの : 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの : 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】</p> <p>内閣府コメント</p> <p>内閣府整理</p>
						2回目										